

幼保連携型認定こども園 あかねこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人九十九会
所在地	藤岡市上大塚 1593-1
電話番号	0274-23-9060
代表者氏名	理事長 小暮 拓史

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園	
施設の名称	あかねこども園	
施設の所在地	藤岡市上大塚 1593-1	
連絡先	電話番号 0274-23-9060 FAX0274-23-9001	
管理者	園長 小暮 拓史	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、教育・保育を必要とする小学校就学前児童	
利用定員 (総定員 105 名)	満3歳以上の児童	75 人 (うち 1 号定員 15 名)
	満1歳以上満3歳未満の児童	25 人
	満1歳未満の児童	5 人
開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日	

3 施設の目的・運営方針

- (1) 幼保連携型認定こども園 あかねこども園 (以下「当園」という。) は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。
- (2) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- (4) 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- (5) 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよ

う教育・保育を行うものとする。

(6)当園は、群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月群馬県条例第61号）及び、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1925.49 m ²
	園庭	1277.49 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート2階建
	延べ面積	843.14 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ほふく室を兼ねる
ほふく室	室	
保育室	4室	すみれ組（満2歳児クラス）、さくら組（満3歳児クラス）、ゆり組（満4歳児クラス）、きく組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室 （ホール）	1室	通常は南側を子育て支援拠点事業に使用
調理室	1室	
事務室	1室	
休憩室	1室	病児がいる場合には医務室として使用

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		運営状況により設置しない場合がある
主幹保育教諭	2	2		園児数により増減する場合がある
保育教諭	19	8	11	園児数により増減する場合がある
調理員	3	2	1	

当園では、「藤岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月24日藤岡市条例第23号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
副園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：30）

※ ロテーションにより、各保育教諭及び調理員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

- (1) 保育認定（標準・短時間）を交付されている方の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

- (2) 教育標準時間認定を交付されている方の教育・保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。

ただし、夏季休業（8月8日～16日）、冬季休業（12月24日～1月6日）、春季休業（3月27日～4月4日）及び祝祭日は希望保育となります。

7 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 教育標準時間認定に係る教育時間

教育標準時間認定に係る教育・保育給付認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から13時までの間、教育を提供いたします。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時及び13時から19時までの範囲内で、預かり保育及び延長保育を提供いたします（預かり保育・延長保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用料が必要となります）。

- (2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間

保育標準時間認定に係る教育・保育給付認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から7時30分及び18時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用料が必要となります）。

(3) 保育短時間認定に係る教育・保育時間

保育短時間認定に係る教育・保育給付認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで及び16時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用料が必要となります）。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園 教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府、文部科学省、厚生労働省公示）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 送迎

園バスによる送迎を行います（ただし園外保育時のみ）。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	10時頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		12時頃	15時30分頃	
4歳児		12時頃	15時30分頃	
5歳児		12時頃	15時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 運動あそび

3歳児より毎週多彩な動きを取り入れた運動遊びと園外への強歩を開始します。

(5) その他

一時預かり（幼稚園型・・・教育標準時間認定者対象）

一時預かり（一般型・・・未就園者対象）

延長保育（各々の認定時間を超える場合）

地域子育て支援拠点事業（あかね親子ひろばの開設）

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料を口座振替によりお支払いいただきます。（提携のしなのめ信金各支店の口座より）

(2) 教育・保育の提供に要する実費・上乗せに係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、月額契約料金以外は現金となります。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、保育料の滞納・公衆道徳や園利用ルールの逸脱等、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医・学校薬剤師

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	島田クリニック
医 院 長 名	島田 明仁
所 在 地	藤岡市中大塚 172-7
電 話 番 号	0274-23-0005

(2) 歯科

医療機関の名称	魚津歯科医院
医 院 長 名	魚津 隆範
所 在 地	藤岡市上大塚 1550
電 話 番 号	0274-24-0676

(3) 学校薬剤師

機関の名称	みどり薬局
薬 剤 師 名	藤生香代子
所 在 地	藤岡市上大塚 330
電 話 番 号	0274-23-6222

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、救急車の要請または保護者が特に指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。また事件や事故等、緊急の連絡をする場合にはコドモンよりお知らせしますので、必ず受信できるよう設定してください。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 園長 小暮拓史, 副園長 小暮しのぶ ・ご利用時間 8:30 ~ 17:30 ・電話番号 0274-23-9060 FAX 0274-23-9001 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	町田 勤	九十九会監事 TEL 0274-22-0273
	竹市 縁	九十九会監事 TEL 0274-24-6181

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の 対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。 藤岡消防署 平成 25 年 3 月 29 日届出済み
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無
避難・消火 訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。 不審者に対する避難訓練を年 1 回実施します。
避難場所	行政から指示があった場合、または危険と判断した場合には下記の場所に避難します。 {藤岡市立西中学校 0274-22-0704}

15 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付（独）日本スポーツ振興センター
保険の内容	学校（幼稚園・保育園）の管理下で生じた事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（異物の嚥下、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷または疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。
保険金額	給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施工令第3条によります。] ① 医療費 医療保険並の療養に要する費用の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。初診から治癒までの医療費総額が（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上（したがって、医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、その 3 割分の 1,500 円以上を負担したもの）の場合が給付の対象となります。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています）に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額が給付されます。 ① 障害見舞金 障害の程度に応じて、3,770 万円（1 級）から 82 万円（14 級）が給付されます。 （通園中の場合は 1,885 万円から 41 万円） ② 死亡見舞金 2,800 万円が給付されます。（運動などの行為と関連しない突然死及び通園中の場合は 1,400 万円）
保険の種類	傷害保険 損保ジャパン日本興亜
保険の内容	保育所の管理下で生じた理由による負傷、死亡。
保険金額	死亡後遺障害 120 万円、入院日額 3,000 円、通院日額 2,000 円
保険の種類	賠償責任保険 損保ジャパン日本興亜
保険の内容	園の施設管理・業務遂行・提供した飲食物等に起因する事故や園が法律上の賠償責任を負う場合。
保険金額	対人賠償 10 億円 対物賠償 1,000 万円

16 当園におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。またここに該当しないピウ配り、勧誘等は園長の許可を得てください。
不当・過剰な要求	保育教諭への保育に関する過剰な要求、また園業務全般への不当な要求に関し、拒否すると共に関係諸機関へ通報します。
送迎に関する事	送迎は保護者が必ず所定の場所まで行ってください。なお保護者とは両親またはその委託を受けた中学生以上の者とします。 駐車場内は徐行です。オーディオ音や排気音など近隣に迷惑となる行為、ゴミ放置、周辺田畑への進入は禁止です。また駐車場内で起こる事故等について一切責任を負いません。 正門前は特別な事情の方以外、駐車禁止です。
お迎え時	原則、園庭遊びはできません。
利用料及びその他の 集金	指定期日を守ってください。2ヶ月以上の滞納は利用の差し止めを検討します。
保護者同士のトラブル	当園に責任がある問題を除き一切関与しません。
喫煙	公共の場でのルールと同様に灰皿の設置場所以外禁煙です。
その他	ここに記載のない事項については、園規程、公衆道徳、関係法令、一般的な事例に基づき、その都度判断します。

別表

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
教材費	個人所有する教材にかかる費用	年額 1,000～5,000 円程度
被服費	園服・体操服・通園カバン等、希望者	1,500～9,000 円程度
各種行事費	バス旅行等に参加する場合	2,000～2,500 円程度/人
保護者会費	保護者会活動に要する経費	保護者会より案内があります
副食費	1号認定者（月～金）	月額 4,000 円
	2号認定者（月～金）	月額 4,500 円
	土曜利用（共通）	1回 250 円
副食費（おやつ代）	1号認定の預かり月額契約者以外	1回 50 円
その他	ここに定めのない保育提供における便宜に要する費用	実際に要した経費（実費）

2 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
施設設備等維持費	施設設備、車両等のメンテナンス	月額 円

3 認定時間外保育に係る利用者負担金

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

30分毎 100円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

30分毎 100円

(3) 教育標準時間認定に係る時間外保育

ア、 預かり保育 1号3歳以上児 月額500円、日額100円（17：00まで）

1号3歳未満児 月額1,000円、日額150円（17：00まで）

イ、 土曜預かり保育 1号3歳以上児 日額1,500円（8：30～16：30まで）

1号3歳未満児 日額2,000円（8：30～16：30まで）

ウ、 休暇期間 1号3歳以上児 無償（8：00～契約時間まで）

1号3歳未満児 無償（8：00～契約時間まで）

エ、 延長保育 上記以外の月額、日額設定していない時間帯、30分毎100円

※月額契約料金については保育料と一緒に口座振替、それ以外の料金については現金にて集金いたします。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：あかねこども園

説明者職名：園長 氏名 小暮 拓史

私は、本書面に基づいてあかねこども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：